審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部・有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成１４年法律第５３号
許認可等の種類	汚染土壌処理業の変更許可	根拠条項	第２３条

審査基準

○変更の許可等（法第２３条第１項）

法第２２条第２項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

○許可の基準（法第２３条第２項）

汚染土壌処理業の許可の基準（法第２２条第３項）を準用する。

受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間	１８０日	目次	
						標準経由期間	日	ＮＯ	